

2019年4月25日

流動性預金をご利用のお客さま 各位

両備信用組合

「流動性預金規定」の一部改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では、2019年5月7日（火）より、流動性預金規定の一部について、下記の通り、「普通預金における公的年金振込を要件とする上乗せ金利適用を廃止するための条文の削除等」の改定を行いますので、お知らせ致します。

なお、このお取扱いは、すでにお取引いただいているお客さまにも適用となります。

記

流動性預金規定の改定日 2019年5月7日（火）

流動性預金規定の改定内容

改定後	改定前
流動性預金規定 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）	流動性預金規定 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
1.（取扱店の範囲） 省略	1.（取扱店の範囲） 省略
2.（証券類の受入れ） 省略	2.（証券類の受入れ） 省略
3.（振込金の受入れ） 省略	3.（振込金の受入れ） 省略
4.（受入証券類の決済、不渡り） 省略	4.（受入証券類の決済、不渡り） 省略
5.（預金の払戻し） 省略	5.（預金の払戻し） 省略
6.（利 息） (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。	6.（利 息） (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

<p><u>旧：(2)は削除します。</u></p> <p><u>(2) 無利息型普通預金には利息をつけません。</u></p> <p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。</u></p> <p>(4) <u>前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。</u></p> <p>(5) <u>前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>10. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>12. (解約等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>13. (通知等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>15. (災害等による免責)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>16. (通帳による預金の払戻し)</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p>(2) 公的年金振込をセットすることを要件とし、その場合この預金の利息は毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、普通預金利率に一定の利率を上乗せした利率によって計算し、毎年3月と9月の当組合所定の日、この預金に組入れます。</p> <p>また、上乗せした利率は貯蓄預金利率をうわまわらないものとします。ただし、この要件を満たさなくなった場合は前1項の利率により計算するものとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>(3) 無利息型普通預金には利息をつけません。</p> <p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前第2項と同様に当店に届出てください。</u></p> <p>(4) <u>前第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。</u></p> <p>(5) <u>前第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>10. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>12. (解約等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>13. (通知等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>15. (災害等による免責)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>16. (通帳による預金の払戻し)</p> <p style="text-align: center;">省略</p>
--	---

<p>17. (通帳・暗証の管理等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>18. (当組合の現金自動預入支払機による偽造通帳等による払戻し等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>19. (当組合の現金自動預入支払機による盗難通帳による払戻し等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">総合口座取引規定 (無利息型総合口座取引を含む)</p> <p>1. (総合口座取引)</p> <p>(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること (以下「この取引」といいます。) ができます。</p> <p>① <u>普通預金 (利息を付さない旨の約定のある普通預金 (無利息型普通預金) を含みます。以下同じ。)</u></p> <p>② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期預金 (以下これらを「定期預金」といいます。)</p> <p>③ 定期積金 (以下②、③を総称して「預積金」といいます。)</p> <p>④ 第2号および第3号の預積金を担保とする当座貸越</p> <p>(2) 普通預金については、単独で利用することができます。</p> <p>(3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います</p> <p>2. (取扱店の範囲)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>3. (定期預金の自動継続)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>4. (預金の払戻し等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>5. (預金利息の支払い)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>6. (当座貸越)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>7. (貸越金の担保)</p> <p>(1) この取引に預積金があるときは、第2項の順序に従い、貸越</p>	<p>17. (通帳・暗証の管理等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>18. (当組合の現金自動預入支払機による偽造通帳等による払戻し等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>19. (当組合の現金自動預入支払機による盗難通帳による払戻し等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">総合口座取引規定 (無利息型総合口座取引を含む)</p> <p>1. (総合口座取引)</p> <p>(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること (以下「この取引」といいます。) ができます。</p> <p>① 普通預金</p> <p>② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期預金 (以下これらを「定期預金」といいます。)</p> <p>③ 定期積金 (以下②、③を総称して「預積金」といいます。)</p> <p>④ 第2号および第3号の預積金を担保とする当座貸越</p> <p>(2) 普通預金については、単独で利用することができます。</p> <p>(3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。</p> <p>2. (取扱店の範囲)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>3. (定期預金の自動継続)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>4. (預金の払戻し等)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>5. (預金利息の支払い)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>6. (当座貸越)</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>7. (貸越金の担保)</p> <p>(1) この取引に預積金があるときは、第2項の順序に従い、貸</p>
---	--

<p>金の担保として質権を設定します。</p> <p>(2) この取引に預積金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。<u>なお貸越利率が同一となる預積金が数口ある場合には、期日指定定期預金、定期積金、定期預金の区分ごとに管理され、期日指定定期預金、定期積金、定期預金の順に従い担保とします。</u></p> <p>(3)① 貸越金の担保となっている預積金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。</p> <p>② 前号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。</p> <p>8. (貸越金利息等)</p> <p>省略</p> <p>9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>省略</p> <p>10. (成年後見人等の届出)</p> <p>省略</p> <p>11. (印鑑照合等)</p> <p>省略</p> <p>12. (即時支払)</p> <p>省略</p> <p>13. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p><u>この預金口座は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3項各号の一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p>14. (解約等)</p> <p>省略</p> <p>15. (差引計算等)</p> <p>省略</p> <p>16. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>省略</p> <p>17. (通知等)</p> <p>省略</p> <p>18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>省略</p>	<p>越金の担保として質権を設定します。</p> <p>(2) この取引に預積金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお貸越利率が同一となる預積金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)または契約日の早い順序に従い担保とします。</p> <p>(3)① 貸越金の担保となっている預積金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。</p> <p>② 前号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。</p> <p>8. (貸越金利息等)</p> <p>省略</p> <p>9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>省略</p> <p>10. (成年後見人等の届出)</p> <p>省略</p> <p>11. (印鑑照合等)</p> <p>省略</p> <p>12. (即時支払)</p> <p>省略</p> <p>13. (解約等)</p> <p>省略</p> <p>14. (差引計算等)</p> <p>省略</p> <p>15. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>省略</p> <p>16. (通知等)</p> <p>省略</p> <p>17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>省略</p>
--	--

<p>19. (災害等による免責) 省略</p> <p>20. (通帳による預金の払戻し) 省略</p> <p>21. (通帳・暗証の管理等) 省略</p> <p>22. (当組合の現金自動預入支払機による偽造通帳等による払戻し等) 省略</p> <p>23. (当組合の現金自動預入支払機による盗難通帳による払戻し等) 省略</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center;">貯 蓄 預 金 規 定</p> <p>1. (取扱店の範囲) 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) 省略</p> <p>3. (振込金の受入れ) 省略</p> <p>4. (受入証券類の決済、不渡り) 省略</p> <p>5. (預金の払戻し) 省略</p> <p>6. (自動支払い等) 省略</p> <p>7. (利 息) 省略</p> <p>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) 省略</p> <p>9. (成年後見人等の届出) 省略</p> <p>10. (印鑑照合等) 省略</p> <p>11. (譲渡、質入れ等の禁止) 省略</p>	<p>18. (災害等による免責) 省略</p> <p>19. (通帳による預金の払戻し) 省略</p> <p>20. (通帳・暗証の管理等) 省略</p> <p>21. (当組合の現金自動預入支払機による偽造通帳等による払戻し等) 省略</p> <p>22. (当組合の現金自動預入支払機による盗難通帳による払戻し等) 省略</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center;">貯 蓄 預 金 規 定</p> <p>1. (取扱店の範囲) 省略</p> <p>2. (証券類の受入れ) 省略</p> <p>3. (振込金の受入れ) 省略</p> <p>4. (受入証券類の決済、不渡り) 省略</p> <p>5. (預金の払戻し) 省略</p> <p>6. (自動支払い等) 省略</p> <p>7. (利 息) 省略</p> <p>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) 省略</p> <p>9. (成年後見人等の届出) 省略</p> <p>10. (印鑑照合等) 省略</p> <p>11. (譲渡、質入れ等の禁止) 省略</p>
---	---

<p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、<u>第 13 条第 3 項各号</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>13. (解約等)</p> <p>省略</p> <p>14. (通知等)</p> <p>省略</p> <p>15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>省略</p> <p>16. (通帳による預金の払戻し)</p> <p>省略</p> <p>17. (通帳・暗証の管理等)</p> <p>省略</p> <p>18. (当組合の現金自動預入支払機による偽造通帳等による払戻し等)</p> <p>省略</p> <p>19. (当組合の現金自動預入支払機による盗難通帳による払戻し等)</p> <p>省略</p> <p>20. (災害等による免責)</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">リョーシン総合口座マイフレンド取引規定 変更ありません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>盗取された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補填 ならびに本人確認の取扱に関する特約</p> <p style="text-align: center;">変更ありません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第 12 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>13. (解約等)</p> <p>省略</p> <p>14. (通知等)</p> <p>省略</p> <p>15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>省略</p> <p>16. (通帳による預金の払戻し)</p> <p>省略</p> <p>17. (通帳・暗証の管理等)</p> <p>省略</p> <p>18. (当組合の現金自動預入支払機による偽造通帳等による払戻し等)</p> <p>省略</p> <p>19. (当組合の現金自動預入支払機による盗難通帳による払戻し等)</p> <p>省略</p> <p>20. (災害等による免責)</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">リョーシン総合口座マイフレンド取引規定 変更ありません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>盗取された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補填 ならびに本人確認の取扱に関する特約</p> <p style="text-align: center;">変更ありません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---